

記帳継続支援事業実施要領

神戸町商工会

1. 目的

小規模事業者のために、記帳、決算、申告等にかかる諸手続きの実務について継続的に一貫した支援（代行を含む）を行い、税のよき相談相手として小規模事業者の自主記帳、自主申告の体制を確立するとともに、事業の持続的発展に資することを目的とする。

2. 実施方法

(1) 支援の対象

記帳から申告までの課程の実務について、特に一貫して支援を希望する小規模事業者のうち、下記に定めるものとする。

- ① 現に税理士等の記帳支援を受けていないもの。
- ② 企業経営の合理化に熱意のあるもの。

(2) 支援の方法

記帳、決算、申告等の諸手続き（以下「記帳等」という。）について習熟するまでの間、窓口個別又は巡回によって次の方法により実施支援を行うものとする。

① 記帳事務代行

記帳等がきわめて未熟な者に対して、習熟するまで記帳から申告までの過程のすべて、又はその一部について、支援を兼ねて記帳等の代行を行う。

② 記帳継続支援

伝票の作成→原始記帳(現金出納帳、仕訳帳等の記帳)→元帳記帳→決算→申告の過程の全て、又はその一部について、原則毎月1回以上の割合で定期的に継続して記帳継続支援を実施する。

③ 記帳機械化（代行）

伝票入力→元帳等資料作成→決算→税務申告等のすべての過程について同一支援対象者に対し原則毎月1回以上の割合で継続して支援を実施する。

④ 記帳機械化（自主記帳（一部支援））

伝票入力等に関しては、商工会が指定する記帳システムを利用し支援対象者自らが実施。その後の元帳作成→決算→税務申告等の過程のすべて、又はその一部について同一支援対象者に対し年間3回以上の割合で継続して支援を実施する。

(3) 支援期間

① 記帳事務代行

原則1年とする。

② 記帳継続支援

原則3年とする。

なお、記帳事務代行からの移行の上、記帳継続支援を行った場合にあっては、記帳継続支援の支援期間は原則2年とする。

③ 記帳機械化

特に支援期間を設けないものとする。

(4) 支援担当者

経理支援員、記帳職員等又は本会が委嘱契約した専門支援員が担当する。

3. 支援手数料

- (1) 記帳継続支援のための費用弁償として、別紙手数料規程に基づき、手数料を徴収することができる。
- (2) 更正決定に対する諸手続きなどは記帳継続支援事業に含まないが、これを希望する場合の料金は、その都度支援対象者と協議し決定する。

4. 事業の実施

記帳継続支援事業の実施にあたって、本会は本実施要領を添付し、起案・決裁の上、記帳継続支援を受けることを希望する事業者に対して、募集を行うものとする。

5. 支援の申込み

記帳等の支援を希望するものは、様式-3による記帳継続支援事業申込書を本会に提出しなければならない。

6. 支援対象の決定

前号の申込みがあった場合において、本会は、2の(1)及び(2)の各項の要件を確認し、別途様式-5を作成の上、起案・決裁を実施し、申込者の取り纏め及び様式-4による記帳継続支援事業実施通知書の送付を行うものとする。

7. 記帳継続支援事業の記録整備

経理支援員・記帳職員等及び専門支援員が支援した事項については、様式-6の1及び様式-6の2に支援経過の記録を行うものとする。

8. 実施の時期

この要領に定める記帳継続支援事業は、令和6年4月1日より実施する。

記帳継続支援事業の申込みについて

各 位

神戸町商工会

商工会では、平素より記帳や納税事務でお悩みの小規模事業者のために、専門職員による記帳継続支援事業を行っています。

<記帳継続支援事業の具体的内容>

- ・経理記帳の意義
- ・必要な帳簿とその仕組み
- ・現金の管理
- ・日々の記録
- ・記帳の仕方
- ・決算の仕方
- ・事業所得の計算方法

など段階を踏んで支援します。

ご希望の方は、様式-3 記帳継続支援事業（委託・変更・解除）申込書により商工会窓口までお申込みください。

神戸町商工会長 様

(申込人) 住 所
 事業所名
 代表者氏名 ㊟
 業種名

記帳継続支援事業（委託・変更・解除）申込書

今般、貴会において実施される記帳継続支援事業について、下記の方法による支援を受けたいので申し込みます。 ※4頁の支援期間一覧表参照					
<input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 変更	<input type="checkbox"/> ①記帳事務代行 (原則1年) <table border="1"> <tr> <td>(1) 支援過程の全部について</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>(2) 支援過程の一部について</td> <td>()</td> </tr> </table>	(1) 支援過程の全部について	()	(2) 支援過程の一部について	()
	(1) 支援過程の全部について	()			
	(2) 支援過程の一部について	()			
	<input type="checkbox"/> ②記帳継続支援 (①の期間を含め原則3年) <table border="1"> <tr> <td>(1) 支援過程の全部について</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>(2) 支援過程の一部について</td> <td>()</td> </tr> </table>	(1) 支援過程の全部について	()	(2) 支援過程の一部について	()
	(1) 支援過程の全部について	()			
(2) 支援過程の一部について	()				
<input type="checkbox"/> ③-1 記帳機械化 代行 (無期限) <table border="1"> <tr> <td>(1) 支援過程の全部について</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>(2) 支援過程の一部について</td> <td>()</td> </tr> </table>	(1) 支援過程の全部について	()	(2) 支援過程の一部について	()	
(1) 支援過程の全部について	()				
(2) 支援過程の一部について	()				
<input type="checkbox"/> ③-2 記帳機械化 自主記帳 (一部支援) (無期限) <table border="1"> <tr> <td>(1) 支援過程の全部について</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>(2) 支援過程の一部について</td> <td>()</td> </tr> </table>	(1) 支援過程の全部について	()	(2) 支援過程の一部について	()	
(1) 支援過程の全部について	()				
(2) 支援過程の一部について	()				
手 数 料	本会の手数料基準による				
委 託 開 始 日 <small>※新規の場合は申込日以後の日</small>	年 月 日より				
決 算 月 日	月 日				
<input type="checkbox"/> 解除	年度より記帳継続支援事業の解除を申し出ます。				
※ 支援解除の申し出がない限り原則更新といたします。 更新を希望されない場合は、毎年3月15日までに様式-3 記帳継続支援事業（委託・変更・解除）申込書をご提出下さい。					

注) 太枠内は商工会にて記入します。

手数料徴収別表

(別表5) (第47条関係)

手 数 料 徴 収 基 準

○税務継続手数料

区 分			手 数 料 (円)			
			記 帳 料	決 算 申 告 支 援	消 費 税 申 告 支 援	年 額
継 続	記帳機械化	自主記帳	—	3,000	3,000	6,000
	代行	記帳代行	12,000	3,000	3,000	18,000
指 導	記帳機械化	自主記帳	—	3,000	3,000	6,000
	代行以外	記帳代行	12,000	3,000	3,000	18,000
一 般	記帳機械化	自主記帳	—	3,000	3,000	6,000
	代行	記帳代行	12,000	3,000	3,000	18,000
指 導	記帳機械化	自主記帳	—	3,000	3,000	6,000
	代行以外	記帳代行	12,000	3,000	3,000	18,000

○記帳機械化事務手数料

区 分		手 数 料 (円)			
伝票枚数	整理 状況	月 次 処 理	決算処理 支 援	消費税 申 告 支 援	年 額
30 枚 未 満	普通	1,000	2,000	3,000	17,000
	仕訳	1,200	2,000	3,000	19,400
80 枚 未 満	普通	1,500	2,000	3,000	23,000
	仕訳	1,800	2,000	3,000	26,600
150 枚 未 満	普通	2,000	2,000	3,000	29,000
	仕訳	2,500	2,000	3,000	35,000
150 枚 以 上	普通	3,000	2,000	3,000	41,000
	仕訳	4,000	2,000	3,000	53,000

○徴収の時期

①税務継続手数料は、決算及び消費税申告支援終了時に徴収する。

②記帳機械化事務手数料は、前年度伝票枚数に基づき徴収する。

※非会員の利用については、会員の3倍の金額とする。

附 則

(手数料及び使用料)

この規約は、令和4年4月1日に改正し令和5年4月1日から実施する。